



Title	著作権法におけるスタンダード型規範の司法による法形成：権利制約メニューとしての引用規定、著作物性、類似性について [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	陳, 信至
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第12969号
Issue Date	2018-03-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/69397
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Hsin-chih_Chen_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文題名

著作権法におけるスタンダード型規範の司法による法形成—権利制約メニューとしての引用規定、著作物性、類似性について

学位論文内容の要旨

第1章では本研究の背景として、著作権法を取り巻く技術的・社会的環境の変化により、表現手段・伝達手段の大衆化の結果、ユーザー日常行動の自由の確保及び著作権の実効性の問題を顕在化することになる。著作権制度は少数派バイアスに晒されやすいため、デジタル・ネットワーク時代に相応しい抜本的な改革に立法が期待されない状況において、司法の場における解釈論としても、既存のスタンダード型規範を通じて、著作権法の条文と一般の著作権に対する理解との乖離を埋めることの重要性を確認してきた。そこで、著作権制度の危機と司法による矯正の可能性という問題意識に基づいて、著作権侵害を否定するための権利制約メニューとして、各スタンダード型規範の解釈論のメリット・デメリットを探る視点で、関連の裁判例が積み重ねられてきた引用規定、著作物性、類似性に焦点を当てて、それらの裁判例を検討する必要があることを示し、論文全体の構成を提示した。

第2章では、引用に該当するための要件をめぐって、裁判例においては「明瞭区別性」かつ「主従関係性」の二要件から条文への回帰という動きがあるが、裁判例により多様な基準が用いられている現在、帰一するところがない状況にある。判決の抽象論を離れ、引用の該当性の有無の分岐点に着目すると、裁判例には利用の目的ごとに異なる判断基準をとる傾向にある。利用の目的としては外部性に起因する市場の失敗が生じるものの、批評の利用目的以外の目的とする利用に対して、裁判所は利用態様の相当性を問うところ、比較的厳しく捉えており、引用規定の適用を制限しようとする態度であると総括することができる。裁判所は引用規定の拡張ないし類推解釈の手法を取ろうとしても、引用規定の趣旨及び各個別のルール型の制限規定に関する条文構造のインテグリティに反することができない以上、そこにはおのずと限界が生じる。それはまさに立法バイアスの産物そのものである各個別のルール型の制限規定に関する条文の構造の歪みをそのまま体現したものであり、司法によるバイアスの矯正の失敗が明らかである。

第3章では、ルールとスタンダードの区別という視点から、2条1項1号の著作物の定義規定に焦点を当てて、関連する議論及び裁判例を概観したうえで、著作物の成立要件として実際に機能させるのは、前段要件の「創作性」と後段要件の「美術の範囲」という二つの要件のみになることがわかる。著作物としての創作性が認められるためには、①独自創作を

なしていないこと、②アイデアの不可避的な表現・ありふれた表現であること、また、③創作者が自らの意思により表現を選択すること、という趣旨がまったく異なる要件に求められる基準が運用されている。著作物としての「創作性」の司法による法形成は、類似性の判断に立ち入る前、創作者が接した既存の原作をそのまま複製したものに加えて、「アイデアの不可避的な表現・ありふれた表現」をも著作権法の保護の入り口から排除することで、大規模な商業的利用を行おうとも、著作権保護は一切与えられないことを機能している。

第4章では、美術の範囲の該当性の司法による法形成は、10条1項4号等に例示されている絵画などのカテゴリに該当するかどうかは明らかではない視覚表現の具体化の作業を、立法から司法に移行させる機能を有するものであり、そしてその限度で司法の場で著作物性を否定するための道具として、主に①表現媒体となる物品の実用的な機能を実現するためにその立体的なデザインの表現が大きく制約されている物品の立体形状、②テキスト系の書体のデザインから大きく外れる広告用の装飾的な文字、という著作権の保護内容に適合しない特定の類型の表現を定型的に美術の範囲に属さないものとして著作物性を否定し、著作権法の保護の入り口から排除することも機能するものである。それは裁判例により形成されてきたルールそのものであるが、制作者の視点による分離可能性基準という演繹的アプローチだけで作られたものではなく、ユーザーの視点からみて著作物性を認めた場合に生じる不利益が大きいことやその行動の自由を確保するために、美術の範囲の要件を活用して、広告用の装飾的な文字などにも定型的に著作物性を否定する方策が用いられる。

第5章では、言語の著作物の創作性が争点とされた裁判例では、類似性の判断に立ち入る前、目安として文字数60字程度未満の量的指標だけを見る分には定型的に著作物の創作性を否定する傾向にある。そして、文字数が一定程度を超える比較的長い文章になると、裁判例の趨勢として、語彙、語順、言い回しなどの具体的な表現に対して文字数120字を超える程度、文と文のつながり・叙述の運びというステップの配列の抽象的な表現に対して文字数5,000字を超える程度、という量的指標だけを見る分には定型的に著作物の創作性を肯定する傾向にある。ユーザーの行動の自由を確保するという観点から、これらの量的指標は、他の表現の選択肢が多様に残っているということを示す基準として、ある程度の相場というものが確立してきていると評価することができる。ただし、裁判においては語彙、語順、言い回しなどの具体的な表現に着目しても、経験則に基づいて従前からある分野においてよく使用されている決まり文句は創作者の創作に属するものではないから、ありふれた言語表現であると判断され、著作物の創作性が否定される傾向がある。

創作性の有無の判断は作成の時点で、アイデアと表現の区別を通じて創作的表現の共通性の類似性判断は侵害の時点での判断枠組として、それだけでは足りない。フェア・ユースのような権利制限の一般条項の導入の見込みは薄い現状において、事後的に標準となった

ものや、遠い作成の時点に遡って、アイデアの不可避的な表現・ありふれた表現であることを裏付ける証明責任を被疑侵害者に負わせる問題点が残っている。

第6章では、最判〔江差追分〕に示された類似性の範囲を決する基準は、「創作的表現の共通性」と、市場における代替可能性を問うことを実質的に意味する「ユーザーによる表現価値の共通性」とを組み込んだものであり、それぞれの判断が必要となる理由が異なっているから、それぞれの判断では判断主体と判断手法が異なったものとなると評価することができる。創作的表現の共通性に加えて、その外側に市場における代替可能性の問題を正面に据えて、ユーザーの視点に立って全体的観察により、両比較対象から受ける印象のところで表現価値の共通性を勘案することができるところに、著作物の保護範囲において絞り込みをかける機能がある。市場における代替可能性がないのであれば、著作権者の市場機会に与える影響は些少なもので、せいぜい循環論法のライセンス料くらいしかないので、あえて保護を及ぼす必要はないのである。また、裁判例の趨勢としては、創作的表現が被疑侵害物に再生されている場合には、著作権者の市場機会に与える影響は些少なものでない限り、ユーザーによる表現価値の共通性が否定されることはないという方向性が定まった傾向にあり、この要件が謙抑的に運用されている。

第7章では、ここまでの考察の成果をまとめたうえ、各スタンダード型規範の司法による法形成を論じる意義及び残された課題を提示した。